

令和 8 年度 座間市上下水道局水質検査計画



第 1 配水場



座間市ひまわり畑

座間市上下水道局水道施設課

令和 8 年 3 月



目 次

1 はじめに.....	1
2 水質検査の基本方針	1
3 水道事業の概要.....	2
4 原水及び浄水の状況と留意すべき水質項目	4
5 水質検査地点	6
6 水質検査項目及び検査頻度	7
7 臨時の水質検査.....	16
8 水質検査方法	16
9 水質検査計画及び検査結果の公表	16
10 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し.....	17
11 水質検査の精度と信頼性確保	17
12 関係機関との連携.....	18
13 水道法に関する情報収集.....	18
14 市民の皆様との関わり	18
用語解説	23

1 はじめに

座間市上下水道局では、市民の皆様へ安全で良質な水道水を提供できるよう定期的に水質検査を行っています。水質検査は、検査地点、検査頻度などを示した水質検査計画に基づき実施されます。水質検査の結果により毎年見直しを行います。

この水質検査計画は水道法施行規則第17条の2第1号に基づき毎年度策定し、公表することが義務付けられています。

令和8年度はこの計画に基づき、効率的かつ合理的な水質検査を実施するとともに、水質検査結果を市民の皆様へその都度公表し、安全な水の供給に努めて参ります。

2 水質検査の基本方針

水質検査の基本方針は次のとおりです。

- (1) 水質検査は各水源（原水）と各配水場の出口（浄水）及び各配水系統を代表する蛇口（末端給水栓）で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と座間市上下水道局が水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、これまでの検査結果で得られた検出状況を考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、水道法第20条第3項に定める「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者」である水質検査機関に委託します。



3 水道事業の概要

(1) 水源及び給水状況

座間の水道は、地下水を主な水源としており、市内の水源数は浅井戸3箇所、深井戸5箇所の合計8箇所です。また、神奈川県企業庁からの県水（以下、県水と称す。）を受水しております。

給水状況は表1のとおりです。

表1 座間市の給水状況（令和7年3月31日現在）

給水区域	本市区域内(在日米軍用地を除く。)
給水人口	131,268人
普及率	99.97%
給水柱数	64,335柱
年間配水量	12,931,558m ³
年間有収水量	12,323,429m ³
1日平均有収水量	33,763m ³
1日最大給水量	38,880m ³
有収率	95.30%

出典：座間市ホームページより

(2) 配水場及び水源の名称と浄水処理方法

配水場(浄水場)の所在地と浄水処理方法は表2のとおりです。

本市水道は、水源で汲み上げた清浄な地下水を各配水場で県水と混合し、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒処理を行い配水しております。

表 2 配水場及び水源と浄水処理方法等

施設名 所在地	写 真	水 源	浄水処 理方法	配 水 区 域
第 1 配水場 入谷東二丁目		第 1 水源 第 3 水源 (取水停止中) 深井戸 1・3・4・ 5号井 県水	塩素 消毒	立野台・緑ヶ 丘・明王・相武 台・西栗原・四 ツ谷・新田宿・ 座間・入谷東・ 入谷西の全域、 栗原・南栗原・ 栗原中央の一部 地域
第 2 配水場 東原一丁目		第 1 水源 第 2 水源 県水	塩素 消毒	東原・さがみ 野・小松原・ひ ばりが丘の全 域、栗原・南栗 原・栗原中央・ 広野台の一部地 域
相模が丘 配水場 相模が丘 二丁目		第 3 水源 (取水停止中) 深井戸 7 号井 県水	塩素 消毒	相模が丘の全 域、広野台の一 部地域

※それぞれの配水する区域は漏水や施設更新等の影響により変動することがあります。

4 原水及び浄水の状況と留意すべき水質項目

(1) 原水

各水源での水質は安定しており、良好な状況です。過去に第1水源及び第2水源では、揮発性有機化合物（VOC）の一種であるトリクロロエチレンが、当時の水質基準値に近い濃度で検出された経緯がありました。このため、第2配水場にエアレーション処理装置を設置して水質基準を満たす対策を行ってきました。しかし、その後は検出濃度が年々低下し、平成24年4月以降はエアレーション処理前の原水においても、水質基準の約10分の1程度まで改善されたことから、平成30年度よりエアレーション処理を停止しております。

一方、第3水源では、令和2年より水質管理目標設定項目に指定されたペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が暫定目標値を超過して検出されたため、令和3年11月より取水を停止しています。

このほかの水質項目については、特に問題となるものは確認されていません。なお、耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム）などの対策指針に基づく濁度管理として、第1・第2・第3水源及び四ツ谷配水管理所に高感度濁度計を設置し、常時監視を行っております。

(2) 浄水及び末端給水栓

過去の水質検査結果から、浄水及び給水栓でも水質基準を十分満足しており、安全でおいしい水であることが確認されています。今後も、皆さまに安心して水道水をご利用いただけるよう、水道法で定められている水質基準項目について定期的に検査を行います。

(3) 水質管理上留意すべき事項

座間市の水道水は、地下水を主水源としています。良好な水質であることから、浄水方法も塩素消毒のみとなっております。原水の状況が重要であるため、毎月1回水質検査を実施し、適切に管理しております。

表 3 水質管理上留意すべき項目

<p>水源の水質状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1・第2水源では、過去にトリクロロエチレンが当時の水質基準に近い値で確認されたことがありましたが、現在は水質基準を十分に下回る状態で推移しています。 ・ 第1・第2水源では過去にクリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌が検出されています。 ・ 第3水源では、令和2年より水質管理目標設定項目に指定されたペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が暫定目標値を超過して検出されたため、令和3年11月より取水を停止しています。
<p>留意すべき水質項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度、トリクロロエチレン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、大腸菌、一般細菌、クリプトスポリジウム・ジアルジア、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
<p>重要監視水源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1水源、第2水源、第3水源、深井戸7号井



5 水質検査地点

(1) 水質検査場所

原水は、水源 8 箇所と深井戸群の導水施設である四ツ谷配水管理所の小計 9 箇所、浄水は各配水場出口の 3 箇所、給水栓は配水場からの系統を代表する 5 箇所の合計 17 箇所とします。

座間市水道施設概要図



図 1 座間市水道水質検査実施場所

6 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目

水道法施行規則第15条により、蛇口で毎日検査を行うことが義務づけられている「色、濁り及び消毒の残留効果(残留塩素)」について、配水場からの系統を代表する5箇所の末端給水栓で検査します。

(2) 水質基準項目（52項目）

令和8年4月1日より水質基準が改正され、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が新たに追加され、52項目となります。

検査項目及び検査頻度の詳細は、別紙1水質検査項目及び別紙2水質検査月別内訳に示し、その決定理由は別紙3計画回数増減理由のとおりです。水質検査項目は法律に基づいて定められており、過去3年の水質検査結果を基に、安全性を十分に確認できている項目については省略し、必要な項目を重点的に検査しています。

また、水質の状況に変化がないことを確認するために全項目検査を年1回行います。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は水道法で検査を義務づけられているものではありませんが、将来にわたって水道水の安全性をしっかりと確保し、より質の高い水道水を供給するため、市独自の判断で検査を行っている項目です。

水質管理目標設定項目26項目のうち、すでに別の検査で確認できるものや、使用していない処理方法に関するものを除き、必要な項目について検査を実施しています。全ての浅井戸、深井戸3号井、深井戸7号井、四ツ谷配水管理所と各配水場の出口及び末端給水栓5箇所で年1回行います。

また、細菌の状況をより詳しく把握するため、一部の細菌（従属栄養細菌）について

は、原水から末端給水栓までの流れを確認できるよう、代表原水で年2回、各配水場の出口と末端給水栓5箇所を年4回実施します。

農薬類については、第1・第2水源と深井戸3号井及び各配水場の出口で年1回実施します。

(4) その他の項目

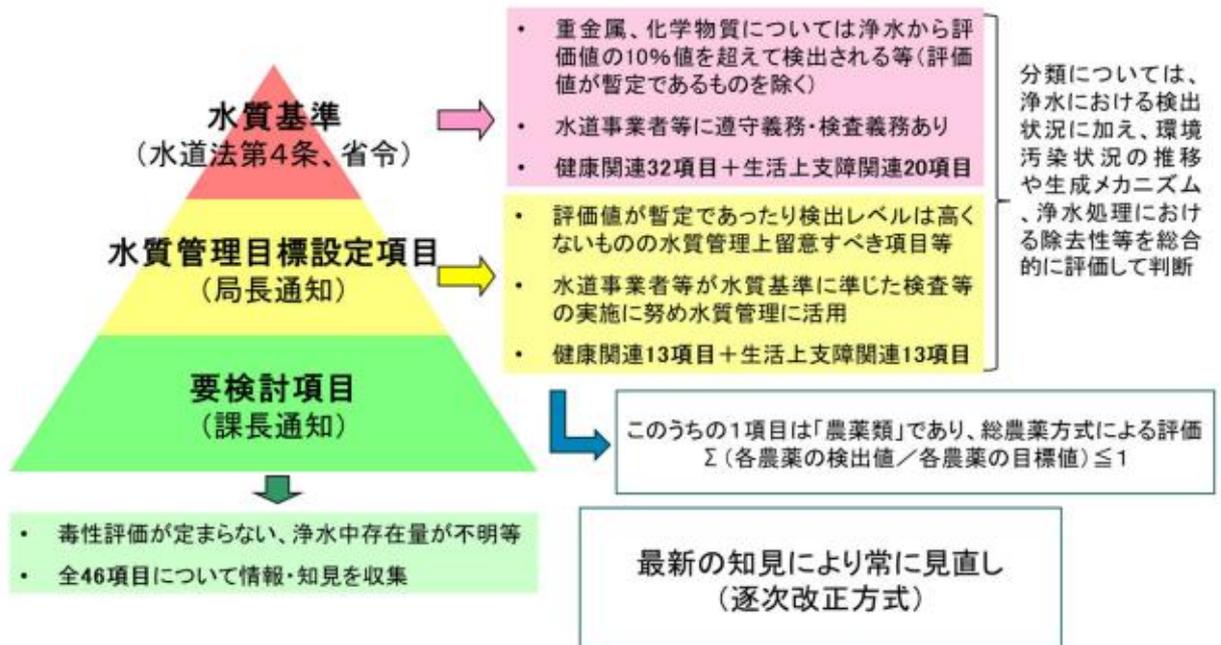
原水の安全性の確認のため、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物の検査を過去に指標菌である大腸菌の検出履歴のある第1・第2水源を含む浅井戸では年12回、深井戸1・3・4・5・7号井については年1回行います。

水道水の放射性物質検査は、水道水への不安を解消し安全性を確認するため、第1水源、深井戸7号井、四ツ谷配水管理所、第1配水場において年1回実施します。

このように、座間市では水質の状況に応じて検査内容や回数を調整し、安心して水道水をご利用いただけるよう継続的な確認を行っています。

(参考) 水質基準について

水道水質基準等の体系図について、環境省ホームページに以下のように記載されています。



水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目に何が含まれているかは下記に記載します。



水質基準項目と基準値（52項目）

令和8年4月1日適用

項目	基準値	項目	基準値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	臭素酸	0.01mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	プロモホルム	0.09mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	色度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下

水質管理目標設定項目と目標値（26項目）

令和8年4月1日適用

項目	目標値	項目	目標値
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下（暫定）	遊離炭酸	20mg/L以下
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
トルエン	0.4mg/L以下	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	臭気強度（TON）	3以下
亜塩素酸	0.6mg/L以下	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
二酸化塩素	0.6mg/L以下	濁度	1度以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	pH値	7.5程度
抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける
農薬類（注）	検出値と目標値の比の和として、1以下	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
残留塩素	1mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下

農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト

水質管理目標設定項目に設定されている農薬類の内訳は以下のとおりです。

令和4年4月1日適用

項目	目標値 (mg/L)	項目	目標値 (mg/L)
1, 3-ジクロロプロペン (D-D) ^{注1)}	0.05	チオジカルブ	0.08
2, 2-DPA (ダラポン)	0.08	チオファネートメチル	0.3
2, 4-D (2, 4-PA)	0.02	チオベンカルブ	0.02
EPN ^{注2)}	0.004	テフリトリオン	0.002
MCPA	0.005	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
アシュラム	0.9	トリクロピル	0.006
アセフェート	0.006	トリクロルホン (DEP)	0.005
アトラジン	0.01	トリシクラゾール	0.1
アニロホス	0.003	トリフルラリン	0.06
アミトラズ	0.006	ナプロパミド	0.03
アラクロール	0.03	パラコート	0.01
イソキサチオン ^{注2)}	0.005	ピペロホス	0.0009
イソフェンホス ^{注2)}	0.001	ピラクロニル	0.01
イソプロカルブ (MIPC)	0.01	ピラゾキシフェン	0.004
イソプロチオラン (IPT)	0.3	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02
イプフェンカルバゾン	0.002	ピリダフェンチオン	0.002
イプロベンホス (IBP)	0.09	ピリブチカルブ	0.02
イミノクタジン	0.006	ピロキロン	0.05
インダノファン	0.009	フィプロニル	0.0005
エスプロカルブ	0.03	フェニトロチオン (MEP) ^{注2)}	0.01
エトフェンプロックス	0.08	フェノブカルブ (BPMC)	0.03
エンドスルファン (ベンゾエピン) ^{注3)}	0.01	フェリムゾン	0.05
オキサジクロメホン	0.02	フェンチオン (MPP) ^{注10)}	0.006
オキシ銅 (有機銅)	0.03	フェントエート (PAP)	0.007
オリサストロビン ^{注4)}	0.1	フェントラザミド	0.01

項目	目標値 (mg/L)	項目	目標値 (mg/L)
カズサホス	0.0006	フサライド	0.1
カフェンストロール	0.008	ブタクロール	0.03
カルタップ ^{注5)}	0.08	ブタミホス ^{注2)}	0.02
カルバリル (NAC)	0.02	ブプロフェジン	0.02
カルボフラン	0.0003	フルアジナム	0.03
キノクラミン (ACN)	0.005	プレチラクロール	0.05
キャプタン	0.3	プロシミドン	0.09
クミルロン	0.03	プロチオホス ^{注2)}	0.007
グリホサート ^{注6)}	2	プロピコナゾール	0.05
グルホシネート	0.02	プロピザミド	0.05
クロメプロップ	0.02	プロベナゾール	0.03
クロルニトロフェン (CNP) ^{注7)}	0.0001	プロモブチド	0.1
クロルピリホス ^{注2)}	0.003	ベノミル ^{注11)}	0.02
クロロタロニル (TPN)	0.05	ベンシクロン	0.1
シアナジン	0.001	ベンゾビシクロン	0.09
シアノホス (CYAP)	0.003	ベンゾフェナップ	0.005
ジウロン (DCMU)	0.02	ベンタゾン	0.2
ジクロベニル (DBN)	0.03	ペンディメタリン	0.3
ジクロルボス (DDVP)	0.008	ベンフラカルブ	0.02
ジクワット	0.01	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01
ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004	ベンフレセート	0.07
ジチオカルバメート系農薬 ^{注8)}	0.005 (二硫化炭素として)	ホスチアゼート	0.005
ジチオピル	0.009	マラチオン (マラソン) ^{注2)}	0.7
シハロホップブチル	0.006	メコプロップ (MCPP)	0.05
シマジン (CAT)	0.003	メソミル	0.03

項目	目標値 (mg/L)	項目	目標値 (mg/L)
ジメタメトリン	0.02	メタラキシル	0.2
ジメトエート	0.05	メチダチオン (DMTP) ^{注2)}	0.004
シメトリン	0.03	メトミノストロビン	0.04
ダイアジノン ^{注2)}	0.003	メトリブジン	0.03
ダイムロン	0.8	メフェナセット	0.02
ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート ^{注9)}	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)	メプロニル	0.1
チアジニル	0.1	モリネート	0.005
チウラム	0.02	(空白)	(空白)

- 注1) 1, 3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- 注2) 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン (M E P)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンとエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である (5Z) -オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- 注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (A M P A) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (A M P A) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注7) クロルニトロフェン (C N P) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- 注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- 注10) フェンチオン (M P P) の濃度は、酸化物であるM P Pスルホキシド、M P Pスルホン、M P Pオキシソン、M P Pオキシソンスルホキシド及びM P Pオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (M P P) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (M B C) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

要検討項目と目標値（46項目）

令和7年6月30日適用

項目	目標値 (mg/l)	項目	目標値 (mg/l)
銀及びその化合物	-	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
バリウム及びその化合物	0.7	フタル酸ブチルベンジル	0.5
ビスマス及びその化合物	-	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定)
モリブデン及びその化合物	0.07	有機すず化合物	0.0006 (暫定) 注1)
アクリルアミド	0.0005	ブロモクロロ酢酸	-
アクリル酸	-	ブロモジクロロ酢酸	-
17-B-エストラジオール	0.00008 (暫定)	ジブロモクロロ酢酸	-
エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定)	ブロモ酢酸	-
エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	ジブロモ酢酸	-
エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定)	トリブロモ酢酸	-
塩化ビニル	0.002	トリクロロアセトニトリル	-
酢酸ビニル	-	ブロモクロロアセトニトリル	-
2,4-トルエンジアミン	-	ジブロモアセトニトリル	0.06
2,6-トルエンジアミン	-	アセトアルデヒド	-
N,N-ジメチルアニリン	-	MX	0.001
スチレン	0.02	キシレン	0.4
ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	過塩素酸	0.025
トリエチレントラミン	-	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
ノニルフェノール	0.3 (暫定)	アニリン	0.02
ビスフェノールA	0.1 (暫定)	キノリン	0.0001
ヒドラジン	-	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
1,2-ブタジエン	-	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
1,3-ブタジエン	-	要検討PFAS注2)	-

注1) トリブチルスズオキシドの目標値

注2) 要検討PFASとは、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタン酸 (PFBA)、ペルフルオロペンタン酸 (PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸 (PFHpA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸 (HFPO-DA) の8物質である。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。なお、原因が不明の場合には水質異常の原因水を試料採集時に保存用試料も採取し、原因の解明または証拠物件として必要がなくなるまで、冷凍保存いたします。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺などにおいて消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査方法

水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき、環境大臣が定める方法」等に規定された方法により行います。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

この水質検査計画及びこれに基づいた検査結果は、局水道施設課カウンターに備え付け、閲覧に供するとともに、座間市のホームページでも公表します。

また、放射性物質検査結果についても、ホームページで逐次掲載します。

10 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。そのため、水質検査計画はPDCAサイクルの考え方に沿って行います。

年度当初に水質検査計画立案【Plan：計画】、水質検査の実施【Do：実行】、検査結果評価【Check：検証】、水質検査計画の見直し【Action：改善】を行います（図2参照）。

検査結果の評価は、検査地点ごとに各項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準と比較し、適合不適合の確認を行います。水質検査計画の見直しは、検査結果の評価を受けて翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映していきます。



図 2. 水質検査計画におけるPDCAサイクルの概要図

11 水質検査の精度と信頼性確保

座間市では、水質基準項目等の水質検査における定量下限値は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号 厚生労働省健康局水道課長通知）に基づく定量下限値以下とします。

水質検査業務は、水質検査の精度と信頼性確保の観点から、水道法第20条第3項に定める「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者」である水質検査機関に委託して、安全で信頼できる水道水の確保に努めます。

委託する水質検査機関に対して、標準作業手順書の提出を求めており、定期的にモニタリング調査を実施し、通常の検査の様子や精度管理について書類確認を実施しています。

12 関係機関との連携

国・県・関連水道事業者等と情報交換を図りながら、良好な水質の確保と給水体制の確立に努めます。

13 水道法に関する情報収集

座間市では環境省や委託する委託する水質検査機関と連携して、最新の情報を収集しております。

14 市民の皆様との関わり

座間市では水質検査計画及び水質検査結果を座間市のホームページで公表しています。

<https://www.city.zama.kanagawa.jp/kurashi/suidou/josuidou/suishitsu/>

座間市上下水道局 水道施設課



この水質検査計画に関するお問い合わせは、次のとおりです。

お問い合わせ先：座間市上下水道局 水道施設課

Tel : 046-252-7915

Fax : 046-252-8320

市ホームページよりお問い合わせください

令和8年度 水質検査項目

別紙 1

No	水質基準検査項目	検査パターン				
		浄水53項目	原水42項目	浄水28項目	基本11項目	原水VOC他
1	一般細菌	○	○	○	○	
2	大腸菌	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			
4	水銀及びその化合物	○	○			
5	セレン及びその化合物	○	○			
6	鉛及びその化合物	○	○			
7	ヒ素及びその化合物	○	○			
8	六価クロム及びその化合物	○	○			
9	亜硝酸態窒素	○	○			
10	シアン化物イオンおよび塩化シアン	○	○	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	
12	フッ素及びその化合物	○	○			
13	ホウ素及びその化合物	○	○			
14	四塩化炭素	○	○			○
15	1, 4-ジオキサン	○	○			
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○			○
17	ジクロロメタン	○	○			○
18	テトラクロロエチレン	○	○	○		○
19	トリクロロエチレン	○	○	○		○
20	PFOS及びPFOA	○	○	○		
21	ベンゼン	○	○			○
22	塩素酸	○		○		
23	クロロ酢酸	○		○		
24	クロロホルム	○		○		
25	ジクロロ酢酸	○		○		
26	ジブロモクロロメタン	○		○		
27	臭素酸	○		○		
28	総トリハロメタン	○		○		
29	トリクロロ酢酸	○		○		
30	ブロモジクロロメタン	○		○		
31	ブロモホルム	○		○		
32	ホルムアルデヒド	○		○		
33	亜鉛及びその化合物	○	○			
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			
35	鉄及びその化合物	○	○			
36	銅及びその化合物	○	○			
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			
38	マンガン及びその化合物	○	○			
39	塩化物イオン	○	○	○	○	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○		
41	蒸発残留物	○	○	○		
42	陰イオン界面活性剤	○	○			
43	ジエオスミン	○	○			
44	2-MIB	○	○			
45	非イオン界面活性剤	○	○			
46	フェノール類	○	○			
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	
48	pH値	○	○	○	○	
49	味	○	○	○	○	
50	臭気	○	○	○	○	
51	色度	○	○	○	○	
52	濁度	○	○	○	○	
53	電気伝導率	○	○	○	○	
54	嫌気性芽胞菌	水源・深井戸群で毎月				
55	クリプトスポリジウム+ジアリジア	第1・2・3水源は年12回、深井戸群は年1回				
56	残留塩素	浄水のみ現地で検査を行う。				
57	水温・気温・天気	採水時測定				

No	水質管理検査項目	水質管理目標 設定項目 26項目	水質管理目標 設定項目 (原水)選択12項目	水質管理目標 設定項目 (浄水)選択16項目	水質管理目標 設定項目 農業類
1	アンチモン及びその化合物	○	○	○	
2	ウラン及びその化合物	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物	○	○	○	
5	1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	
8	トルエン	○	○	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	○	○	
10	亜塩素酸	○			
12	二酸化塩素	○			
13	ジクロロアセトニトリル	○		○	
14	抱水クロラール	○		○	
15	農薬類	○			○
16	残留塩素	○			
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○			
18	マンガン及びその化合物	○			
19	遊離炭酸	○	○	○	
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	○	○	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	○	○	○	
23	臭気強度	○		○	
24	蒸発残留物	○			
25	濁度	○			
26	pH値	○			
27	腐食性(ランゲリア指数)	○		○	
28	従属栄養細菌	○	○	○	
29	1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	
30	アルミニウム及びその化合物	○			

※水質基準検査項目(検査頻度は別紙内訳表のとおり)

(浄水53項目)

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要であり、水質検査が義務づけられている項目(各配水場、管末給水栓)に電気伝導率を加えた。

(原水42項目)

消毒剤及び消毒副生物に関する項目を除いたすべての項目(原水)に電気伝導率を加えた。

(浄水28項目)

原則年4回以上の測定が義務づけられている項目及び過去の検査結果等を考慮した項目(各配水場、管末給水栓)

(基本11項目)

原則毎月の測定が義務づけられている項目(各配水場、原水、管末給水栓)に電気伝導率を加えた。

(原水VOC)

揮発性有機化合物の項目(原水)

※水質管理目標設定項目(検査頻度は別紙内訳表のとおり)

将来にわたり水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目

(原水選択12項目)

監視井戸の水質検査項目

(浄水選択16項目)

水質管理目標設定項目のうち、水質基準項目と重複及び検査の必要がない項目を除いた項目(各配水場・代表管末給水栓)

(農業類)

農薬類の検査項目(主な原水、各配水場)

(従属栄養細菌)

水道水の清浄度の指標。(主な原水、各配水場、管末給水栓)

(嫌気性芽胞菌)

大腸菌とともにクリプトスポリジウムの指標菌として検査(原水)

(クリプトスポリジウム+ジアリジア)

耐塩素性病原微生物の検査項目(原水・各配水場)

令和8年度 水質検査計画項目別検査回数増減理由

No	水質基準項目	水質基準 mg/L	給水栓における過去3年間最高値 (R2~R4)	水質基準の1/2値 (監視強化)	水質基準の1/5値 (1年に1回以上検査)	水質基準の1/10値 (3年に1回以上検査)	法定の検査頻度	省略可能な検査頻度	本市計画検査回数		法定に基づく計画回数増減の理由
									原水	浄水・給水栓	
基1	一般細菌	100個/mL	0	50	20	10	月1回	省略不可	月1回		検査回数を省略できない項目であるため毎月検査を実施。
基2	大腸菌	不検出	不検出								
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003 未満	0.0015	0.0006	0.0003	年4回	3年1回	年1回		過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため3年に1回まで省略できるが、水質の状況に変化がないことを確認するため年1回検査を実施。
基4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005 未満	0.00025	0.0001	0.00005					
基5	セレン及びその化合物	0.01	0.001 未満	0.005	0.002	0.001					
基6	鉛及びその化合物	0.01	0.001 未満	0.005	0.002	0.001					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001 未満	0.005	0.002	0.001					
基8	六価クロム化合物	0.02	0.002 未満	0.01	0.004	0.002					
基9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004 未満	0.02	0.008	0.004					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001 未満	0.005	0.002	0.001					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	5.74	5	2	1					
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05 未満	0.4	0.16	0.08					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02 未満	0.5	0.2	0.1					
基14	四塩化炭素	0.002	0.0002 未満	0.001	0.0004	0.0002					
基15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005 未満	0.025	0.01	0.005					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004 未満	0.02	0.008	0.004					
基17	ジクロロメタン	0.02	0.002 未満	0.01	0.004	0.002					
基18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0024	0.005	0.002	0.001					
基19	トリクロロエチレン	0.01	0.001 未満	0.005	0.002	0.001					
基20	PFOS及びPFOA	0.00005	—	0.000025	0.00001	0.000005					
基21	ベンゼン	0.01	0.001 未満	0.005	0.002	0.001					
基22	塩素酸	0.6	0.06 未満	0.3	0.12	0.06					
基23	クロロ酢酸	0.02	0.002 未満	0.01	0.004	0.002					
基24	クロロホルム	0.06	0.009	0.03	0.012	0.006					
基25	ジクロロ酢酸	0.03	0.005	0.015	0.006	0.003					
基26	ジブromクロロメタン	0.1	0.01 未満	0.05	0.02	0.01					
基27	臭素酸	0.01	0.001 未満	0.005	0.002	0.001					
基28	総トリハロメタン	0.1	0.014	0.05	0.02	0.01					
基29	トリクロロ酢酸	0.03	0.06	0.1	0.04	0.03					
基30	ブromジクロロメタン	0.03	0.004	0.015	0.006	0.003					
基31	ブromホルム	0.09	0.009 未満	0.045	0.018	0.009					
基32	ホルムアルデヒド	0.08	0.008 未満	0.04	0.016	0.008					
基33	亜鉛及びその化合物	1.0	0.01 未満	0.5	0.2	0.1					
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02 未満	0.1	0.04	0.02					
基35	鉄及びその化合物	0.3	0.03 未満	0.15	0.06	0.03					
基36	銅及びその化合物	1.0	0.1 未満	0.5	0.2	0.1					
基37	ナトリウム及びその化合物	200	20 未満	100	40	20					
基38	マンガン及びその化合物	0.05	0.005 未満	0.025	0.01	0.005					
基39	塩化物イオン	200	20 未満	100	40	20	月1回	省略不可	月1回		検査回数を省略できない項目であるため毎月検査を実施。
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	128	150	60	30	年4回	省略不可	年4回		過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えて検出されているため年4回検査を実施。
基41	蒸発残留物	500	222	250	100	50	年4回	3年1回	年1回		過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため3年に1回まで省略できるが、水質の状況に変化がないことを確認するため年1回検査を実施。
基42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02 未満	0.1	0.04	0.02					
基43	ジェオスミン	0.00001	0.000001 未満	0.000005	0.000002	0.000001					
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001 未満	0.000005	0.000002	0.000001					
基45	非イオン界面活性剤	0.02	0.002 未満	0.01	0.004	0.002	年4回				
基46	フェノール類	0.005	0.0005 未満	0.0025	0.001	0.0005	月1回	省略不可	月1回		検査回数を省略できない項目であるため毎月検査を実施。
基47	有機物(全有機炭素TOCの量)	3	0.4	1.5	0.6	0.3					
基48	pH値	5.8-8.6	7.3								
基49	味	異常なし	異常なし								
基50	臭気	異常なし	異常なし								
基51	色度	5度	0.5 未満	2.5	1	0.5					
基52	濁度	2度	0.2 未満	1	0.4	0.2					

用語解説

○揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds : VOC）

蒸発しやすく（揮発性といいます）、大気中で気体となる有機化合物（化学物質）の総称で、200種類あるとも言われています。代表的な成分はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどです。

○耐塩素性病原微生物

塩素消毒に対して強い耐性をもつ微生物で、特に水道水の安全性に影響を与える可能性があります。代表的なものにはクリプトスポリジウム、ジアルジアがあります。

○残留塩素

水道水中に残留している消毒効果のある塩素のことです。水道水中の細菌の再増殖を防止します。

○水質基準項目（52項目）

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要です。

人の健康の保護の観点から設定された項目（32項目）と、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目（20項目）からなります。

○水質管理目標設定項目（26項目）

水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。人の健康の保護の観点から設定された項目（13項目）と、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目（13項目）で構成されています。

○要検討項目（46項目）

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目として設定されています。

○逐次改正方式

平成15年4月の厚生科学審議会答申において、水道水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である旨提言されました。

本検討会は、この提言を踏まえ、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室長が設置する検討会として、水質基準の専門家を構成員とし設置するものです。

本検討会（水質基準逐次改正検討会）において令和8年4月より水質基準が改正され、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が新たに追加されます。

○PFAS

PFAS（有機フッ素化合物）は、水や油をはじき、熱や薬品に強い性質をもつ人工的に作られた化学物質の総称です。

種類は1万種類以上あり、自然界でほとんど分解されません。そのため「永遠の化学物質」とよばれています。

○地下水

地表の下にある土や岩の隙間に溜まっている水のことです。

○浅井戸と深井戸

30m未満深さの井戸を浅井戸、30m以上の深さの井戸を深井戸と呼びます。深井戸は地中の岩盤層より深い地点から地下水を汲み上げています。

○受水

水道事業者が、水道用水供給事業（神奈川県企業庁）から浄水（水道用水）の供給を受けることです。